

労働安全衛生法に基づく

粉じん作業特別教育のご案内

江南労働基準協会

所在地：江南市木賀東町新塚 220-1

電話：0587-55-2341

FAX：0587-55-6125

会員特典有

労働安全衛生法第59条第3項（粉じん障害予防規則第22条）において、常時特定粉じん作業に労働者を就かせるときには、法令で定めた特別教育を実施しなければならないと規定されています。

当協会では、今般、下記により特別教育を実施しますので、屋内において研削盤等を用いて金属等の研磨作業を行わせている労働者には、この機会に受講されますようご案内いたします。

記

- 1 日時 令和3年5月11日（火）9時30分～15時30分
- 2 会場 Home&nico ホール（江南市民文化会館）（江南市北野町川石 25-1）
- 3 講習内容
 - （1）粉じんに発散防止及び作業場の換気の方法
 - （2）作業場の管理
 - （3）呼吸用保護具の使用の方法
 - （4）粉じんに係る疾病及び健康管理
 - （5）関係法令
- 4 定員 20名
- 5 受講料 会員6,500円（非会員7,500円）
※受講料には消費税、テキスト代を含みます。
- 6 申込方法 裏面の申込書に所定事項をご記入の上、FAXまたは持参で江南労働基準協会までお申込み下さい。
- 7 支払方法 当協会に現金を持参するか銀行振込にてお支払い下さい。
三菱UFJ銀行江南支店（普）0541755 江南労働基準協会
＜振込口座＞※振込み手数料はご負担下さい。
- 8 申込み・受講料支払い締切日 令和3年4月28日（水）
- 9 その他
 - ・申込締切日以降にキャンセルされた場合は、受講料をお返ししません。
 - ・所定の科目すべてを受講された方には、「粉じん作業特別教育」修了証を交付します。